

低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券を発行・販売します

10月1日(火)に予定されている消費税・地方消費税の10%への引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行・販売します。

販売期間 9月26日(木)～令和2年2月28日(金)午前10時～午後4時

使用期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

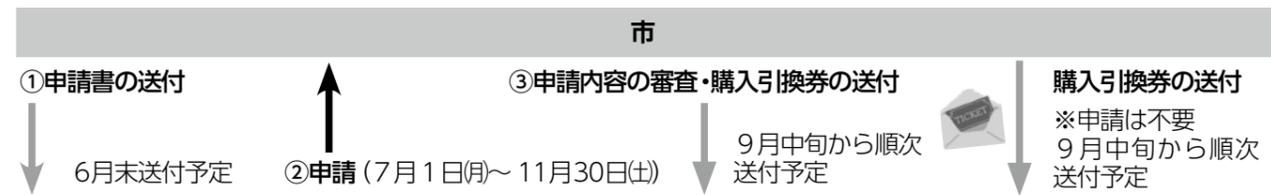
購入可能枚数 引換券1枚で、1セット(500円券×10

枚綴り)のプレミアム付商品券を4,000円で5セットまで購入可能

※商品券の購入場所や使用可能店舗については、商品券購入引換券送付時にお知らせします

問い合わせ 大阪狭山市プレミアム付商品券事業コールセンター ☎365-8151 ※3日(月)から開設。開設時間は、午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日など休日を除く。ただし、9月28日(土)・29日(日)、10月5日(土)・6日(日)は開設)

商品券の購入引換券が届くまでの流れ



低所得者
平成31年1月1日現在、市の住民基本台帳に記録されている人で、今年度(2019年度)住民税非課税者(課税基準日/平成31年1月1日) ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者などを除く
申請方法 7月1日(月)～11月30日(土)に申請書を〒589-8501大阪狭山市プレミアム付商品券事業事務局。11月30日(土)消印有効。市役所・別館第3会議室へ直接も可(土・日曜日、祝日など休日を除く)

子育て世帯
市の住民基本台帳に記録されている人で、平成28年4月2日～令和元年9月30日(月)に生まれた子どもが属する世帯の世帯主
※配偶者からの暴力が理由で市に避難している人、または東日本大震災により市に避難している人は、要件を満たしていれば申請できる場合がありますので、問い合わせてください

市民相談・人権啓発グループ

6月1日は人権擁護委員の日

「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

人権擁護委員は、私たちの人権にかかわる身近な相談相手です。市では、毎月第3木曜日の午後1時～4時(祝日を除く)に、市役所で人権擁護委員による人権相談を行っています。また、6月1日は、「人権擁護委員法」が施行されたことを記念する「人権擁護委員の日」です。3日(月)の午後1時～4時に、人権擁護委員の日の特設人権相談も行います。相談は無料です。

※市民相談・人権啓発グループへ予約が必要です

大阪狭山市の人権擁護委員は次の皆さんです。

- 石井重光(大野台三丁目) ○新井宏子(狭山二丁目)
- 谷村三千代(池尻中一丁目) ○中西隆(西山台五丁目)
- 山中雅典(今熊一丁目) ○北田徹(大野台六丁目)
- 宮崎加代子(半田三丁目) ○中井新子(茶萼木三丁目)
- 川添毅(狭山二丁目) ※敬称略



内閣府男女共同参画局総務課広報啓発担当 ☎03-5253-2111

23日(日)～29日(土)は「男女共同参画週間」

「男女共同参画学」
「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

「男女共同参画社会基本法」が施行された23日から29日までは、「男女共同参画週間」です。

男性と女性が、家庭、地域、学校、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

大阪狭山市職員(障がい者)・登録制非常勤職員を募集します

【大阪狭山市職員(障がい者)】

職種 事務職(障がい者)

採用予定人数 2人程度

受験資格 昭和43年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業(卒業見込みを含む)または大学卒業程度の学力を有し、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つ人
採用予定時期 10月1日

試験日 一次(筆記試験・面接試験) / 30日(日)、二次(面接試験) / 7月14日(日)

試験会場 市役所

【登録制非常勤職員】

職種 事務職

登録予定人数 5人程度

受験資格 昭和34年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人で、大学を卒業(卒業見込みを含む)または大学卒業程度の学力を有する人

登録期間 令和2年3月31日まで

採用予定時期 欠員が生じた場合に、採用候補者名簿に登録された合格者の中から採用 ※既に欠員が生じている部署については、8月1日以降に順次採用

試験日 28日(金)午後1時から随時(面接)

受験申込
14日(金)午後5時30分までに、市役所人事グループで配布する受験申込書などを、〒589-8501大阪狭山市役所人事グループへ郵送または直接。14日(金)必着。履歴書は市ホームページからもダウンロード可

社会教育・スポーツ振興グループ

放課後児童会で働いてみませんか

放課後児童会は、就労などにより保護者が日中家庭を留守にする世帯の小学生を対象に、遊びや生活の場を提供することで、集団生活の中での自主性や規則正しい生活習慣を養うとともに、仲間との交流を通じた健全な心身の成長をめざします。



西小学校放課後児童会の様子

	放課後児童支援員	放課後児童支援員(夏期補助員)
勤務期間	採用日～令和2年3月31日(火)の日曜日などを除く週4日程度	7月20日(土)～8月27日(火)
応募資格	保育士・教員・社会福祉士の資格を持っている人、または2年以上放課後児童健全育成事業に従事した人で、おおむね20歳以上の人	児童の育成に関心のある18歳以上の人(高校生を除く)
応募方法	市役所社会教育・スポーツ振興グループで配布する応募用紙(市ホームページからもダウンロード可)を、〒589-8501大阪狭山市役所社会教育・スポーツ振興グループへ郵送または直接 ※夏期補助員の応募用紙は、ニュータウン連絡所、子育て支援センターでも配布しています	
受付期間	随時 ※土・日曜日、祝日など休日を除く。ただし、土曜開庁時は午前9時～午後0時のみ受け付け	3日(月)～15日(土) ※土・日曜日を除く。ただし、15日(土)は午前9時～午後0時のみ受け付け

放課後児童支援員の皆さんの声

支援員になって良かったと感じることは?

- 子どもたちの笑顔に触れることができます。子どもたちから温かさ、癒しを感じながら仕事をしています。
- 辛いことや悩みがあっても、ここに来れば、子どもたちからもう元気で気分が晴れ、日々の活力へとつながります。
- 児童会を卒業した子がまちで声をかけてくれることも多く、「支援員をしていて良かったな」と感じます。

安全安心スクール開校

めざせ！安全安心推進リーダー

いざというときのための知識や技術を習得して、地域の防災・防犯力を高めることを目的に、市民の皆さんを対象に救命・防災・防犯を統合した「安全安心スクール」を開校します。基礎・入門編から応用編、そしてより高度で専門的な特別編まで、1年を通して様々なプログラムを実施します。すべてのプログラムを受講した人には、安全安心推進リーダー認定証を交付します。

また、受講印がすべて押されている安全安心スクール受講証を持っている人は、安全安心推進リーダーの認定対象になりますので、防災・防犯推進室へ提出してください。過去に認定証を交付された人は除きます。

■応用編 普通救命講習会

とき 23日(日)午前9時30分～午後0時30分 **ところ** 消防署ニュータウン出張所・研修室 **内容** 応急手当の重要性・心肺蘇生法・AED使用法など **参加費** 無料 **定員** 50人 **持ちもの** 筆記用具 **申し込み** 21日(金)までに電話で防災・防犯推進室

6月は「就職差別撤廃月間」です

『しない させない 就職差別』

就職の面接で、出身地や家族の職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のないことや、本来自由であるべきことで応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

～働くのは私！ 私自身を見てください～

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いします。

【就職差別110番】

採用面接時などの差別について、相談、関係機関の紹介などを行います ○電子メール/大阪府労政・労働福祉グループ(rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp) ※相談受付は6月中随時 ○臨時電話/大阪府労政・労働福祉グループ(☎06-6210-9518) ※1日(土)～30日(日)午前10時～午後6時(閉庁日を除く)

「安心」は国民年金に加入することから

国民年金は国が運営する年金制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めることによって、将来、基礎年金として受給できます。しかも、老後だけではなく、病気やけがで重い障がいが残ったときには障がい年金、亡くなったときは、遺族に対して遺族年金などの保障もあります(ただし受給要件があります)。

国民年金の被保険者は次の3種類です。

■第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の人など20歳以上60歳未満の人で、保険料は自分で納付します。

■第2号被保険者

厚生年金などに加入している会社員や公務員などは、保険料を個別に納付する必要はありません。

■第3号被保険者

会社員や公務員などに扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、保険料は配偶者の加入している制度で負担されるため、個別に納付する必要はなく、配偶者の給料からも差し引かれません。まだ国民年金に加入していない人は、速やかに手続きをしてください。

保険料を納付しないと自分の年金が受給できなくなるばかりでなく、親の世代の年金受給額が減額されたり、子ども世代が保険料を過度に負担することにもなります。

安心して老後を過ごし、将来を担う子どもたちに負担をかけないためにも、必ず国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

【保険料の免除制度】

第1号被保険者は申請することにより、経済的な理由などで保険料の納付が困難と認められたときは、保険料の全額または一部が免除されたり、猶予(年齢制限あり)されます。学生の場合にも保険料が猶予される特例制度が設けられています。また、障がい年金や生活保護を受けている人などは、届け出を行うことにより、保険料が全額免除されます。

【こんな人は任意加入できます】

年金を受給するための資格期間を満たしていないときや、保険料の未納期間があるとき、次の人は国民年金に任意加入することができます。

- 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- 年金受給権を満たしていない65歳以上70歳未満の人

幼稚園就園奨励費補助金の申請が始まります

私立幼稚園児の保護者の負担を軽減するため、保育料などの一部を補助します。なお、10月からの幼児教育の無償化に伴い、4月から9月までの保育料が補助の対象となります。詳しい案内と申請用紙は、各幼稚園から配布します。案内が届かないときは、市役所保育・教育グループへ問い合わせください。

申請期間 17日(月)～7月5日(金)の平日

対象 市内に住んでいる3～5歳児を私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園は対象外)に就園させている世帯(保護者)

●第1子 最年長の園児

●第2子 小学1～3年生の兄弟が1人いる園児、または2人以上就園している場合の次年長の園児

●第3子以降 小学1～3年生の兄弟が2人いる園児、または3人以上就園している場合の3番目以降の園児

※右表の①～③の世帯については、負担軽減の条件である兄弟の年齢制限は適用されません

例：【兄弟が、中学2年生、小学3年生、5歳児(就園)、3歳児(就園)の場合】①～③世帯：5歳児が第3子、3歳児が第4子 ④⑤の世帯：5歳児が第2子、3歳児が第3子

補助限度額

下表の単価×保育料の支払い月数÷12により得られる額

対象世帯区分	第1子	第2子	第3子以降
① 生活保護	308,000円	308,000円	308,000円
② 市民税非課税 市民税所得割非課税	272,000円	308,000円	308,000円
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	187,200円	247,000円	308,000円
④ 市民税所得割課税額 211,200円以下	62,200円	185,000円	308,000円
⑤ 上記以外	—	154,000円	308,000円

ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる②～③の世帯補助額

対象世帯区分	第1子	第2子	第3子以降
② 市民税非課税 市民税所得割非課税	308,000円	308,000円	308,000円
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	272,000円	308,000円	308,000円

障がい者(児)給付金を支給します

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を持ち、支給要件に該当する人に障がい者(児)給付金を支給します。支払いは7月下旬を予定しています。

【給付対象】 ※次の支給要件すべてに該当する人

○身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(支給基準日である7月15日現在有効なもの)のいずれかを持つ人

○基準日まで引き続き3か月以上(平成31年4月16日以前から)市の住民基本台帳に記録されている人

○手帳を持つ人の世帯全員の市民税が非課税、または全額免除されていること

【申請方法】

支給要件となる手帳、印鑑、振込口座番号が確認できるものを持って、市役所福祉グループへ直接。または、市ホームページからダウンロードできる申請書と手帳のコピーを同封して、〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループへ郵送 ※障がい者本人または同居の親族を申請者としてください

支給額	身体障がい者手帳		精神障がい者保健福祉手帳	
	1・2級	15,000円	1級	15,000円
	3・4級	8,000円	2級	8,000円
	5・6級	5,000円	3級	5,000円
	療育手帳		※2つ以上の手帳を持ち、支給要件に重複して該当する場合は、金額の高い給付金のみを支給します	
A	15,000円			
B1	8,000円			
B2	5,000円			

【申請期間】

1日(土)～20日(木)(土・日曜日を除く。ただし、1日(土)・15日(土)は午前9時～午後0時のみ受け付け) ※期間内に申請がない場合は、給付金を支給できません。支給の際は、課税状況を確認するため、給付金の申請前に世帯全員の前年所得に関する申告が必要です。また、平成31年1月2日以降に大阪狭山市に転入した人(世帯)は、転入前に住んでいた市町村が発行する今年度の市民税課税証明書が必要です。申請は毎年必要です